

いじめ防止等のための基本的な方針

2025. 4

神戸市立山田小学校

はじめに

「いじめの基本認識」に基づき、本校では、『心豊かに たくましく 生きぬく子（チャレンジ・がんばり・思いやり）』を育成するため、いじめのない学校を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定しました。

1. 基本的な姿勢

本校は、児童・教職員の人権感覚の高揚、校内における温かな人間関係の構築、いじめ問題の早期発見・適切な指導・早期解決を目指し、保護者・地域そして関係機関と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて、取組を進めていきます。

また、神戸市のいじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義します。

3. いじめの態様

《分類》

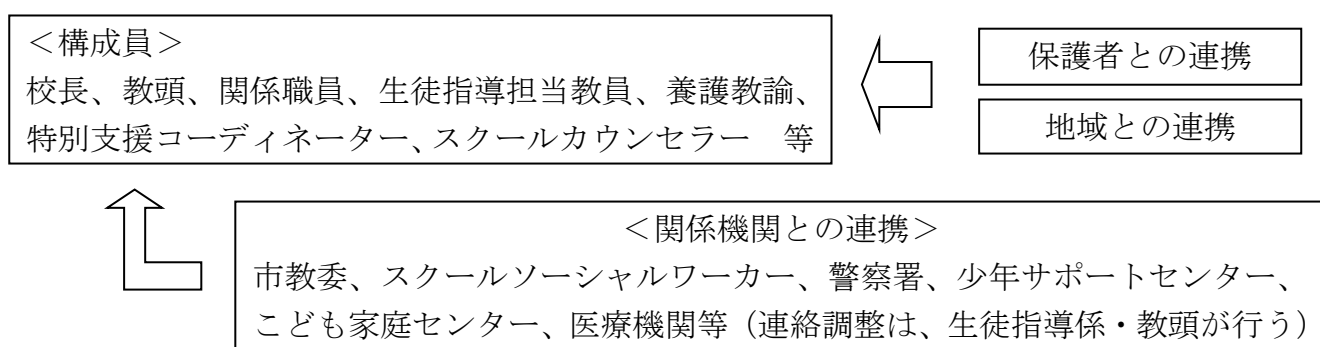
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

4. いじめの基本認識

①いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。

- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

5. 山田小学校いじめ問題対策委員会の設置



「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組むことが重要です。そのためには、未然防止、早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取組を推進していきます。

- ①いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。
- ②いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに注意しながら、本校の教職員が共有します。
- ③直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施についても役割を担います。
- ④友達関係・集団づくり・社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の啓発活動などを計画的に進めます。

6. いじめの未然防止

いじめの防止は、“学級経営”や“集団づくり”と重なる部分が多く、“絆づくり”が大切になります。そのためには、普段から児童の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要があります。また、「自尊感情」を高め、「自己肯定感」の高揚や「居場所づくり」も重要になってきます。

- ①すべての教育活動において、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も大切
にできる心」を育む教育を推進します。
- ②「命の大切さを実感させる体験活動」「一人一人がかけがえのない存在であることが
分かる活動」等を通して、人間関係力・コミュニケーション力を育てます。
- ③「分かる授業」づくりを進め、達成感・成就感を味わわせ、児童が授業や行事に主
体的に参加できる学校づくりに努めます。
- ④決まりやルールを守ることの大切さを指導し、規範意識を身に付けさせ、自浄力の
ある集団を育成します。
- ⑤見て見ないふりをすることは、いじめを助長していることにつながることやいじめ
を見たら、教職員に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。

7. いじめの早期発見

日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化を敏感に察知し、教職員のいじめを見逃さない認知能力を向上させていきます。その上で、得た情報に関して、教職員間の情報の共有、連携した情報収集を進める必要があります。

- ①教職員も人権感覚を磨き、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとする
カウンセリングマインドを高めます。
- ②児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめ
のサインを見逃さないように注意します。
- ③児童が安心して心を開ける深い信頼関係を築き、いじめのアンケート調査を実施し、
いじめの早期発見に向けて取り組みます。
- ④気軽に相談できる雰囲気づくり、相談しやすい環境づくりを勧めるために、養護教
諭やスクールカウンセラーとも連携し、児童の心のケアにあたります。
- ⑤教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全
ホットライン」（24時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を見
児童や保護者に周知し、関係機関との連携を図ります。

8. いじめの早期対応

いじめが発見されたら第一に「いじめられた児童の保護」に努め、次に組織として、その対応にあたる必要があります。さらに、大人全員が「解決に取り組む」姿勢を示すことが大切です。

- ①関係児童双方や周囲の児童、保護者からの訴えや状況、気持ちを共感的に聴き取り、
教職員間で情報を共有し、組織的に対応します。
- ②いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り抜くとともに、学年・学校の問題
としてとらえ、再発防止を含め、解消をめざした取組を進めます。
- ③いじめた児童には、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」

「いじめられる側の気持ち」を認識させます。

- ④児童や保護者には、適切な方法で今後の指導方針、相談体制を伝え、状況に応じて市教育委員会、北警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ⑤一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に実施し、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

9. 特別な支援を要する児童への配慮

- ①特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめ未然防止・早期発見・早期対応には特に配慮します。そのためには、一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、全教職員による支援体制を構築します。
- ②いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことを大切にします。

10. 特に配慮を要する児童への対応

様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行います。

- ・海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童など、外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
- ・特別な事情があり、親元を離れ、児童養護施設・児童自立支援施設等で生活している、または、した経験がある児童

11. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ①インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握して、児童・保護者への啓発に努めます。
- ②パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。
- ③インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては、警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

12. 校種間の連携

- ①山田幼稚園はもちろんのこと、保育所・幼稚園・認定こども園・中学校等との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制・指導内容の共有に努めます。

- ②近隣の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

13. 保護者・地域との連携

- ①PTA・ふれあい懇話会・青少年育成協議会等、保護者や地域と連携し、朝の挨拶運動、登下校時の見守り活動等に取り組み、児童の様子を見守ります。
- ②PTAや地域の会合等で、学校のいじめ問題への取組について、理解と協力を求めます。

14. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ②教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査結果の報告

- ①重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出します。
- ②いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で説明します。

15. その他

- 学校評価については、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かします。
- この基本方針は、本校の状況に応じて、校内いじめ問題対策委員会において見直しを進め、適宜改訂を行います。